

# 災害時における安否不明者の氏名等の公表方針

令和6年3月28日  
新潟県

## 1 趣旨

災害発生時、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みを行う必要がある場合に、県は、市町村から報告を受けた安否不明者の氏名等を公表する。

## 2 対象事象

県内において発生した災害により、安否不明者がおり、救助救出ために捜索場所の絞り込みを行う必要がある場合

## 3 安否不明者の定義

行方不明者（当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者）となる疑いのある者

## 4 公表する情報

氏名、住所（市町村の大字まで）、性別、年齢

## 5 公表目標時間

発災から48時間以内

## 6 公表方法

報道機関へ情報提供し、周知を依頼するとともに、県ホームページに掲載する。

## 7 安否不明者の氏名等の公表基準

市町村において住民基本台帳の閲覧制限がないこと。<sup>i</sup>

なお、速やかな救出救助等に繋げるため、家族等の同意を要しない。

### 【基準表】

区分	① 住民基本台帳の閲覧制限	② 家族等の同意	公表・非公表
安否不明者	なし		公表
	あり		非公表

## 8 公表に係る役割分担

### (1) 県

#### ア 市町村への情報提供

警察から報告された110番通報等による安否不明者情報を市町村に提供する。

#### イ 安否不明者の情報集約

被災した市町村から報告を受けた安否不明者名簿を集約する。

#### ウ 氏名等公表

市町村から報告を受けた安否不明者の情報について、様式1-3により、報道機関へ情報提供し、周知を依頼するとともに県ホームページに掲載する。

エ 公表内容に係る報道対応  
報道機関からの問い合わせに対応する。

(2) 市町村

ア 市町村における安否不明者情報の収集・突合・名簿作成

- ・ 消防、その他関係機関等から、いつ、どこで、どのような被害が発生しているのかといった情報（以下、「被災情報」という）を収集する。
- ・ 住民基本台帳担当課から、被災地区の住民基本台帳の提供を受け、どの住宅が被災したのかを明らかにするため、被災情報と住民基本台帳の突合を行い、被災したと思われる住宅と居住者をまとめた情報（以下、「被災世帯情報」という）を把握する。
- ・ 既に避難している住民を把握するため、被災世帯情報について、避難所へ問い合わせを行う。また、県から提供を受けた警察情報と突合するなどして、安否不明者情報の精査を行う。
- ・ 安否不明者名簿を作成する。

イ 安否不明者の住民基本台帳の閲覧制限確認

住民基本台帳担当課から安否不明者名簿記載者の住民基本台帳閲覧制限について確認を受け、安否不明者名簿の「住基台帳閲覧制限」項目に有り・無し・未確認を記載する。

ウ 県への報告

様式 1-1 により、安否不明者名簿を県に送付する。

エ 情報提供への対応

安否不明者の生存が確認された場合、または、死亡が確認された場合は、安否不明者名簿から削除し、県に随時、更新情報を報告する。

(3) 警察本部

様式 1-2 により、県への安否不明者情報（110 番通報等）を提供する。

9 その他

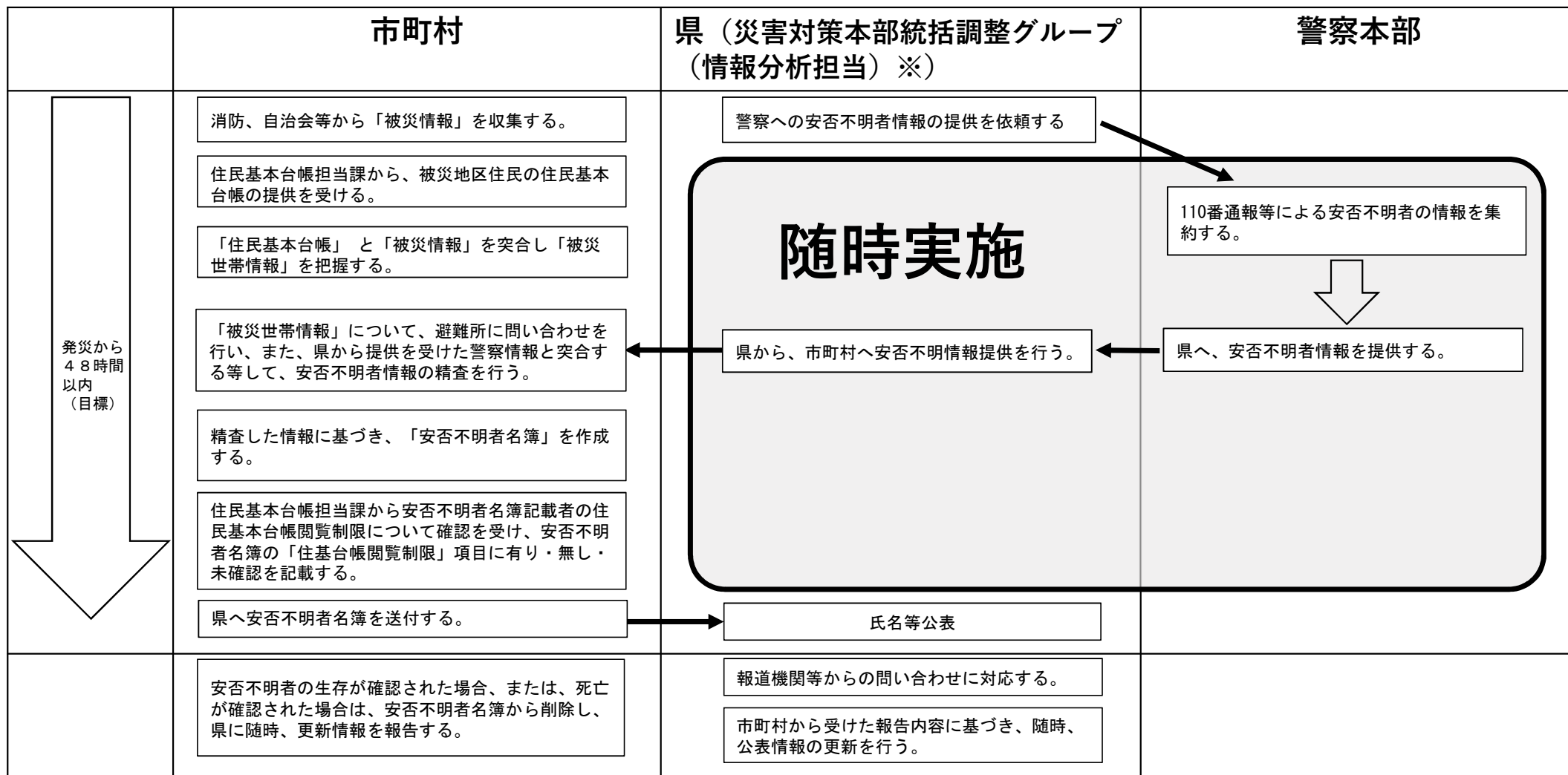
(1) 本方針は、市町村が独自に公表することを妨げるものではない。

(2) 本方針を災害時における安否不明者の氏名等公表の基本方針とするが、方針にない事象が発生した場合には、県・市町村・警察等が連携して対応を協議すること。

---

<sup>i</sup> DV・ストーカー・児童虐待等の被害者を保護するため、本人または家族の住民基本台帳に閲覧制限がかかっている場合は公表しない。

## 安否不明者氏名等公表フローチャート



※ 県において災害対策本部が設置されていない場合は、危機対策課災害対策係を県の窓口とする。